

改訂版

【平成29年1月11日改訂】(青字が改訂部分)
 【平成30年7月4日追加】(赤字が追加部分)

【御嵩町教育委員会】警報等発表時における登下校及び給食対応基準

御嵩町教育委員会では、警報等の発表時の児童・生徒の安全確保のため、登下校等について次のように基準を定めています。

	4校(伏見小・共和中・御嵩小・向陽中)	2校(上之郷小・中)
登 校 前	<p>★ 特別警報が発表されたとき</p> <p>○ 待機、又は直ちに保護者とともに命を守る行動をとる。</p>	← 左に同じ
	<p>★ 警報が発表されたとき</p> <p>1 警報が解除されるまで自宅待機を原則とする。</p> <p>2 午前7時までに解除されたときは、平常通り授業を行う。</p> <p>3 午前11時前に解除されたときは、2時間後に授業を始める。</p> <p>4 午前11時前に解除されたときでも、通学路に危険箇所が生じる等登校できない場合は、自宅待機とし学校に必ず連絡をする。</p> <p>5 午前11時までに解除されないときは、休業とする。</p>	<p>(スクールバス準備のため)</p> <p>← 左に同じ</p> <p>← 6時までに</p> <p>← 10時までに</p> <p>← 10時までに</p> <p>← 10時までに</p>
	※ 警報は解除されても、避難勧告・避難指示が解除されていない場合は、状況を判断して授業を実施するかしないか決定する。	
登 校 後	<p>★ 警報発表が予想される場合</p> <p>○ 気象状況を把握する担当者を置き、通学路の安全及び気象状況の安全を確認した上で、安全に帰宅させる事が出来ると認められた場合は、分団(地区)ごとに教員が引率し帰宅させる。ただし、帰宅しても保護者がいない場合や風雨等により帰宅が困難な場合は、学校に待機させ、引き渡し下校とする。</p>	
	<p>★ 特別警報・警報が発表されたとき</p> <p>1 警報が解除されるまで学校待機(場合によっては授業)を原則とする。</p> <p>2 警報が解除され、下校させる場合は、通学路の安全を確認して、分団(地区)ごとに教員が引率し帰宅させる。ただし、帰宅しても保護者がいない場合や風雨等で帰宅が困難な場合は、学校に待機させ、引き渡し下校とする。なお、避難勧告・避難指示が出てる場合はこの限りではない。</p> <p>3 警報発表直後で、児童生徒が安全に下校できると判断する場合には、警報発表中でも帰宅させることができることとする。この場合、上述の「警報発表が予想される場合」と同様な対応とする。</p>	

給食について

- 午前7時30分までに警報が解除されたときは、平常の給食を実施する。
- 午前7時30分から午前11時までに警報が解除されたときは、簡易な給食(ご飯、牛乳等)を実施する。
- 警報が発表されていないが、発表が予想される場合は、気象状況(台風の中心位置・規模・進行方向及び速度等)を判断して、献立の変更及び簡易な給食(ご飯、牛乳等)に変更、又は中止する場合がある。

※ 大雨や台風に関する情報に十分留意し、岐阜地方気象台への確認や近隣市町村の対応状況、校長会との協議等を踏まえ、上記基準より早めに対応する場合がある。